

○ その他

24-45	<p>答申 24 (行個) 163</p> <p>「津地方法務局において特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件」</p> <p>・ 開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分について、最終補正書によって請求の対象となる保有個人情報の不特定という形式上の不備は解消され、当該不備があるとはいえないから、不当であるとした例</p>	<p>1 本件開示請求について</p> <p>当審査会において、本件の開示請求書を確認したところ、その「開示を請求する保有個人情報」欄には「全部」と記載されており、本件請求保有個人情報の特定は極めて困難であると認められることから、本件開示請求書には形式上の不備があると認められる。</p> <p>2 補正の経緯について</p> <p>(略)</p> <p>(4) 審査請求人は、最終補正書(平成23年12月5日受付)を提出したが、「全部(津地方裁判所で、平成23年の夏に、保有個人情報開示請求事件の民事裁判の有無)」(以下「本件最終開示請求事項」という。)というものであった。</p> <p>(5) 処分庁は、平成23年12月16日付けで、開示請求書に形式上の不備(保有個人情報の不特定)があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったとして、不開示とする原処分を行った。</p> <p>3 本件請求保有個人情報の特定について</p> <p>法13条1項2号によれば、開示請求書には、「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載すべきこととされているところ、これについては、行政機関の職員が、開示請求書の記載から開示請求者が求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できる程度の記載があれば足りると解される。</p> <p>本件開示請求書には、上記1のとおり、開示請求に係る保有個人情報不特定という形式上の不備があるところ、上記2のとおり、処分庁による求補正に対する回答である最終補正書の記載により、請求対象の保有個人情報は、本件最終開示請求事項に補正されている。</p> <p>本件最終開示請求事項の記載から、本件請求保有個人情報の特定が可能かどうかについて検討すると、本件請求保有個人情報が記録されている可能性のある行政文書としては、津地方裁判所に係属した個人情報開示請求に係る裁判について記録された行政文書であって、さらにその裁判の係属した時期についても、平成23年の夏と限定されるのであり、しかも、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、津地方法務局が「平成23年夏当時に津地方裁判所に係属した個人情報開示請求に関する裁判」に関するものとして保有するのは、特定の1事件に関するものだけであるとのことであるから、当該対象となる行政文書が膨大な分量となるとは考え難く、津地方法務局の職員が、これらの行政文書の中から、審査請求人に係る保有個人情報である本件請求保有個人情報を検索・抽出し、開示の可否を判断することが困難であるとは到底考えられない。したがって、本件最終開示請求事項の記載から本件請求保有個人情報を特定することは、十分に可能であると言える。</p> <p>そうであれば、本件開示請求については、最終補正書によって請求の対象となる保有個人情報の不特定という形式上の不備は解消され、当該不備があるとはいえないから、本件開示請求に形式上の不備があ</p>
-------	--	--

27-39	<p>答申 27 (行個) 34</p> <p>「本人の夫に係る業務上災害に関する死傷病報告書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の財産管理者ないし保佐人である者からの開示請求について、代理請求は、本人自らが開示請求をすることが困難である未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限って認められているとして、審査請求人(開示請求者)は開示請求権を有しないと判断した例 	<p>るとして不開示とした原処分は不当である。</p> <p>2 開示請求権の有無について</p> <p>(1) 諮問庁は、原処分を妥当とする理由について、理由説明書でおおむね次のとおり説明する。</p> <p>本件審査請求に係る開示請求は、特定個人Aの遺族Bに代わって審査請求人が開示請求を行ったものであるが、審査請求人は、開示請求書に添付した文書により、当該遺族の財産管理者であるとは認められるが、法12条2項に規定する法定代理人であるとは認められない。また、審査請求書における主張(上記第2の2(1)ウ)についても、これをもって法12条2項に規定する法定代理人であるとは言えない。</p> <p>(2) これに対し、審査請求人は、特定個人Bの財産管理者ないし保佐人であり、法12条2項の法定代理人に該当する旨主張しているものと解される。</p> <p>(3) そこで検討するに、法12条2項は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」は、本人に代わって保有個人情報の開示の請求をすることができる旨定めている。開示請求は、本人が請求し得る限り代理請求を認める実益に乏しいことから、本人がこれを行うことを原則としつつ、本人自らが開示請求をすることが困難である未成年者や成年被後見人の法定代理人に限って代理請求を認めることとしたものと解される。</p> <p>したがって、財産管理者ないし保佐人であることを理由として、法12条2項に基づく開示請求権を有する旨の審査請求人の主張は、これを認めることができない。</p> <p>(4) 以上のことから、審査請求人は法12条2項の開示請求権を有しないものと認められる。</p>
30-48	<p>答申 30 (行個) 30</p> <p>「特定日に本人が行った行政相談の記録の開示請求に係る不作為に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報の開示請求に係る不作為につき、諮問庁が保有個人情報の一部を不開示として開示決定すべきとしたことは、妥当であると判断した例 	<p>1 本件対象保有個人情報について</p> <p>本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。</p> <p>不作為庁は、平成29年11月15日付け「保有個人情報開示決定等の期限の延長について(通知)」により開示決定等の期限を同年12月18日まで延長したが、同日までに開示決定等の処分をしなかったところ、審査請求人は、同月25日付けで不作為についての審査請求を行い、本件請求保有個人情報の開示を求めている。</p> <p>これに対し、諮問庁は、当該不作為に係る審査請求には理由があると認めた上で、本件対象保有個人情報の一部(当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、具体的には、本件相談対応票の「調査結果」欄の6行目22文字目から7行目末尾まで。以下「本件不開示部分」という。)を不開示として開示決定をすべきとしていることから、当該不作為に係る審査請求に理由があるとする諮問庁の上記説明を前提に、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>4 本件不作為に関する諮問庁の意見の妥当性について</p> <p>以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に係る不作為に</p>

		<p>つき、諮問庁が当該不作為に係る審査請求には理由があると認めた上で、本件対象保有個人情報の一部を法14条7号柱書き及びイに該当することから不開示として開示決定をすべきとしていることについては、不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。</p>
<p>1-36</p>	<p>答申1（行個）125 「本人が特定日に行った通報に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 不開示情報該当性を判断するに当たり、審査請求人が別件開示請求を行い、一部開示決定されたことにより、原処分より前に別件一部開示決定によって開示されている内容を承知していると認められるとして、本件の検討において、この内容を踏まえることとした例 	<p>1 本件開示請求について 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。</p> <p>これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。</p> <p>なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところによると、審査請求人は、本件通報に関連して審査請求人自身が平成30年特定日に行った特定市役所に係る公益通報に準ずる別件の通報に関して、大阪労働局長に対して別件の保有個人情報開示請求を行っており、これに対し、同局長は、原処分より前に、一部開示決定（以下「別件一部開示決定」という。）を行っていたとのことである。そうすると、審査請求人は、原処分より前に、別件一部開示決定により開示されている内容を承知していると認められることから、以下の検討においては、この内容を踏まえることとする。</p> <p>2 不開示情報該当性について (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について ア 通番1（監督復命書） (略) (エ) その余の部分 当該部分は、監督復命書の監督年月日、署長判決、No.、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1、備考2及び参考事項・意見の各欄の記載内容であるが、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。</p> <p>また、当該部分は、空欄であるか又は原処分において開示されている情報、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報若しくは別件一部開示決定により開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。</p> <p>したがって、当該部分は、上記（ウ）と同様の理由により、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示</p>

		<p>すべきである。</p> <p>イ 通番2 (処理経過) (略)</p> <p>(ウ) 4頁の年月日欄及び処理方法欄の各1段目及び4段目並びに処理経過欄1行目ないし3行目5文字目及び3行目10文字目ないし最終文字</p> <p>当該部分は、年月日、処理方法及び処理経過の各欄の記載内容であるが、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。</p> <p>また、当該部分は、空欄であるか又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容若しくは当該情報、原処分において開示されている情報若しくは別件一部開示決定により開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。</p> <p>したがって、当該部分は、上記ア(ウ)と同様の理由により、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。</p>
2-18	<p>答申2 (行個) 119</p> <p>「本人のDNAを構成する塩基の配列に係る記録等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査請求人の住所変更について、原処分がなされる特定年月日以前に処分庁に連絡することは十分可能であったと考えられることに鑑みると、審査請求人からの住居所変更の届出を受け取っていない処分庁が、求補正書の返送から21日経過後に原処分を行ったことについて、違法ないし不当な点があったとまではいえないとして、本件対象保有個人情報の開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があるとした例 	<p>2 原処分の妥当性について (略)</p> <p>(2) 本件諮問書に添付された「回答書(写し)」及び同「連絡文書(写し)」を確認したところ、審査請求人と諮問庁が上記(1)ウで説明する別件開示請求書の開示請求者は同一であると認められ、処分庁において別件開示請求書を令和2年1月23日付けで受理していることから、審査請求人は、住居所変更について、原処分がなされる同年2月17日以前に処分庁に連絡することは十分可能であったと考えられることに鑑みると、審査請求人からの住居所変更の届出を受け取っていない処分庁が、求補正書の返送から21日経過後に原処分を行ったことについて、違法ないし不当な点があったとまではいえない。</p> <p>そうすると、本件対象保有個人情報の開示請求には、本人確認書類の未提出等という形式上の不備があり、求補正手続によっても形式上の不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは、妥当である。</p>